

川崎市自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が仕事に就くために必要な技能や資格を取得する時に給付金を支給します。厚生労働省が指定した教育訓練講座において、**本人が支払った受講料等費用の一部**を支給します。

利用できる方

川崎市にお住まいの20歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべてを満たす方

- ① 川崎市母子・父子自立支援プログラムを策定している方
- ② 過去に教育訓練給付金を受給していない方（申請は1回のみ）
- ③ 適職に就くために必要と認められる方

※講座指定後、教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合も、講座の受講終了までは対象者に含めます。

対象講座

厚生労働省指定の一般教育訓練指定講座、特定一般教育訓練指定講座及び専門実践教育訓練指定講座が対象です。

「教育訓練給付金指定講座」でネット検索すると厚生労働省指定講座が確認できます。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

教育訓練給付金指定講座

検索

支給額

- 雇用保険制度の一般教育訓練給付・特定一般教育訓練給付の受給資格がない方…受講料等費用の**60%相当額(上限20万円)**
- 専門実践教育訓練給付の受給資格がない方…受講料等費用の**60%(上限160万円)~85%(上限240万円)**
※准看護師から引き続き看護師の養成機関に進学する場合は**60%(上限200万円)~85%(上限300万円)**
- 雇用保険制度での**受給資格がある方は上記の金額から雇用保険制度により支給された額を差し引いた金額を支給します。**
※1万2千円を超えない場合は支給されません。

講座指定申請・支給申請について

1 講座指定申請（受講開始の2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブでプログラム策定員と面接し、自立支援計画書の策定を受ける必要があります。）

【必要書類】①世帯全員の戸籍謄本（全部記載）②世帯全員の住民票（全部記載）③受講講座のパンフレット等
④番号確認書類(個人番号カード又は通知カード)と本人確認書類▲の写し

個人番号を提示いただいた場合に、添付を省略できる書類がありますので、事前にお問合せください。

▲本人確認書類について

（番号確認書類として個人番号カードを提示した場合は不要です）

<1点でよいもの>

運転免許証、旅券、在留カード・特別永住者証明書、身体障害者手帳等

<2点必要なもの>

健康保険証、児童扶養手当証書、年金手帳、被保護証明書等

2 支給申請（講座修了後30日以内に、川崎市に郵送し申請）

講座指定申請後に提出書類の内容に変更が生じた場合は御連絡ください。

【必要書類】

- ①支給申請書
- ②講座修了証の写し
- ③講座領収書の写し

（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）

- ④教育訓練支給・不支給決定通知書の写し ※雇用保険法による教育訓練給付制度の受給資格のある方のみ
- ⑤番号確認書類(個人番号カード又は通知カード)の写しと本人確認書類▲の写し

申請や事前の御相談については

母子・父子福祉センターサン・ライブ

〒211-0067 川崎市中区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話：044-733-1166 まで



～教育訓練給付金受給までの流れ～



【御注意ください】 受講修了後30日以内に申請がない場合は支給されません。

※1 雇用保険制度による教育訓練給付制度（一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金）についてのお問合せは、お住まいの地域を管轄するハローワークまで

川崎区・幸区にお住まいの方…ハローワーク川崎 電話：044-244-8609

上記以外の川崎市内の区にお住まいの方…ハローワーク川崎北 電話：044-777-8609

※2 制度所管 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2672 まで